

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 案	改 正 前
<p>（業務の代理の認可の申請等） 第十一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>「一〇十二 略」</p> <p>十三 代理事業に関する能力を有する者の確保の状況、代理事業の業務運営に係る体制等に照らし、業務代理組合が次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。</p> <p>イ 代理事業に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。）を当該代理事業を行う事務所（主たる事務所以外の事務所（以下イにおいて「従たる事務所」という。）に他の従たる事務所において</p>	<p>（業務の代理の認可の申請等） 第十一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇十二 同上」</p> <p>十三 代理事業に関する能力を有する者の確保の状況、代理事業の業務運営に係る体制等に照らし、業務代理組合が十分な業務遂行能力を備えていると認められるものとして次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>イ 代理事業に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。）を当該代理事業を行う事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該代理事業</p>

る当該代理事業を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる事務所)ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者(当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。)を主たる事務所(従たる事務所)において代理事業を営まない場合を除く。)、それぞれ配置していること。ただし、当座貯金若しくは当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は前項第三号イ(2)に掲げる行為(所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。)(2)において同じ。)を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める業務に従事したことがある者であつて当該業務を的確に遂行することができる者認められる者であること。

(1) 当座貯金又は当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座貯金業務又は当座預金業務

に關する十分な知識を有する者に限る。)を主たる事務所の当該代理事業を統括する部署に(主たる事務所以外の事務所において代理事業を営まない業務代理組合を除く。)、それぞれ配置していること。ただし、当座貯金若しくは当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は前項第三号イ(2)に掲げる行為(所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。)を行う場合にあつては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品(資金需要者に關する財務情報の機械的処理のみにより、貸付可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。以下この項において同じ。)であつてその契約の締結に係る審査に關与しない場合 資金の貸付業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

(2) 前項第三号イ(2)に掲げる行為 資金の貸付け業務

「削る。」

「ロ」ニ 略

「十四 略」

十五 主たる組合業務等（組合業務及び代理事業（前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業及び当該事業に付随する業務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イ 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に關する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品）をいう。次号ロにおいて同じ。）に係るものを除く。）であることその他の組合業務等における利用者との間の取引關係に照ら

(2) 前項第三号イ(2)に掲げる行為を行わない場合 当座貯金業務若しくは当座預金業務若しくは資金の貸付業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

められる者

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

「ロ」ニ 同上

「十四 同上」

十五 「同上」

イ 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品に係るものを除く。）であることその他の組合業務等における利用者との間の取引關係に照らして、所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること。

して、所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められるものであること。

〔ロ・ハ 略〕

〔十六〇三十九 略〕

四十 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（ロに掲げる場合にあつては、変更後の委託契約書の写しを含む。）を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ること。ただし、二に掲げる場合にあつては、所属農林中央金庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に届け出ることとする。

〔イ〇ハ 略〕

二 代理事業に関する不祥事件（業務代理組合又はその役員（その職務を行うべき者を含む。）若しくは職員が次のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。）が発生した場合

〔一・二 略〕

(3) 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、業務代理組合の代理事業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

(4) 〔略〕

〔四〇七 略〕

〔ロ・ハ 同上〕

〔十六〇三十九 同上〕

四十 〔同上〕

〔イ〇ハ 同上〕

二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

(3) 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

(4) 〔同上〕

〔四〇七 同上〕

<p>〔略〕</p>	<p>第三十四条の三十八 銀行法第五十二条の三十六第一項に規定する許可に係る予備審査</p>
------------	--

8 所属農林中央金庫等は、第一項に定める認可申請書に記載した事項に変更があったときは、次に掲げる場合を除き、当該変更の日から二週間以内に、別表の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）。

二 前号に規定する所在地の変更に係る事務所を変更前の所在地に復した場合

〔9〕12 略

附則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）
第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

<p>〔同上〕</p>	<p>第三十四条の三十八 銀行法第五十二条の三十六第一項に規定する許可に係る予備審査</p>
-------------	--

8 所属農林中央金庫等は、第一項に定める認可申請書に記載した事項に変更があったときは、当該変更の日から二週間以内に、別表の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔9〕12 同上

附則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）
第三十五条 〔同上〕

第三十四条の三十八の二	銀行法第五十二条の三十九第一項に規定する主務省令で定める場合
第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第八号の二、第十号の二、第十号の三、第十六号の二、第十六号の三、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項、第六項第二号、第五号及び第六号、第七項第三号並びに第八項第四号を除く。）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出
第三十七条（第三項）	銀行法の規定による申請書、業務報告

「項を加える。」	
第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第八号の二、第十号の二、第十六号の三、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項第二号、第五号及び第六号並びに第七項第四号を除く。）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出
第三十七条（第三項）	銀行法の規定による申請書、業務報告

<p>から第五項まで、第八項及び第九項を除く。）</p>	<p>書その他の書面の提出に係る經由官庁</p>	
<p>〔略〕</p> <p>第四十条（第一項第二号の二、第三号及び第六号を除く。）</p>	<p>銀行法、銀行法施行令又はこの条において準用する銀行法施行規則の規定による許可、認可、承認又は指定に関する申請の標準処理期間</p>	
<p>2 前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<p>読み替える銀行法施行規則の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>

<p>から第五項まで及び第八項を除く。）</p>	<p>書その他の書面の提出に係る經由官庁</p>	
<p>〔同上〕</p> <p>第四十条（第一項第二号の二及び第三号を除く。）</p>	<p>銀行法、銀行法施行令又は本条において準用する銀行法施行規則の規定による許可、認可、承認又は指定に関する申請の標準処理期間</p>	
<p>2 前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号並びに第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<p>読み替える銀行法施行規則の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>

第十七条の五第二項	〔略〕	第十七条の三第二項 第二号の三	第十七条の三第一項 第十一号	貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）	貸付け
		電子決済等代行業			
		農業協同組合法 第九十二条の五 の二第二項に規定する特定信用 事業電子決済等 代行業			
		いい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項において「銀行業高度化等	いう		

第十七条の五第二項	〔同上〕	〔項を加える。〕	第十七条の三第一項 第十一号	貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）	貸付け
		いい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項第十二号において「銀行業	いう		

[略]	会社」という。)を 除く	金融庁長官
		農林水産大臣及 び金融庁長官等

(信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係)

第三十八条 法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十六条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす
る。

定	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十	貯金者(法)	預金者(再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する法

[同上]	高度化等会社」とい う。)を除く	金融庁長官
		農林水産大臣及 び金融庁長官等

(信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係)

第三十八条 法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十六条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす
る。

定	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規	経営困難農水産業協同組合とみなされるもの	経営困難農水産業協同組合とみなされるもの並びに農林中央金庫及び特

一の十八ただし書	貯金者を	貯金者を	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八各号	貯金者	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十九	貯金者	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の二十第二項第一
	貯金者に	貯金者を		貯金の		貯金者	

則（平成二十九年厚
閣府、財務
生労働省、農林水産
済産業省
省、
省、令第二号）第五
条第六項

定農水産業協同組
合等による信用事
業の再編及び強化
に関する法律（平
成八年法律第百十
八号。以下「再編
強化法」という。
）附則第三十三條
第二項の規定によ
り適用する農水産
業協同組合貯金保
険法第二条第五項
に規定する経営困
難農水産業協同組
合に該当する特定
承継会社（再編強
化法附則第二十六
条第一項に規定す
る特定承継会社を
いう。以下この項

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の三十七	貯金者 貯金の	貯金者等に	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の二十第二項第二号 法第九十二条の五の二第二項第二号に規定する貯金者等	号
経営困難農水産業協同組合とみなされるもの	経営困難農水産業協同組合とみなされるもの並びに農	預金者 預金の	預金者等に	再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する法第九十二条の五の二第二項第二号に規定する預金者等	

において同じ。)及び再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第八十三条第三項又は第四百条第二項の規定により経営困難農水産業協同組合とみなされるものに該当する特定承継会社

に關する法律施行規
則（平成二十九年厚
生労働省、財務省、
農林水産省、
省、令第二号）第五
条第六項

林中央金庫及び特
定農水産業協同組
合等による信用事
業の再編及び強化
に關する法律（平
成八年法律第一百
八号。以下「再編
強化法」という。
）附則第三十三條
第二項の規定によ
り適用する農水産
業協同組合貯金保
険法第二條第五項
に規定する経営困
難農水産業協同組
合に該当する特定
承継会社（再編強
化法附則第二十六
條第一項に規定す
る特定承継会社を

いう。以下この項
において同じ。）
及び再編強化法附
則第三十三条第二
項の規定により適
用する農水産業協
同組合貯金保険法
第八十三条第三項
又は第百四条第二
項の規定により経
営困難農水産業協
同組合とみなされ
るものに該当する
特定承継会社

(他の命令の適用)

第四十一条 令附則第二十四条の主務省令で定める命令は、次のとおりとし、特定承継会社を銀行とみなして、第一号から第三十九号までに掲げる命令の規定を適用し、特定承継会社を信用農業協同組合連合会とみなして、第四十号から第五十八号までに掲げる命令の規定を適用する。

「一〇八 略」

(他の命令の適用)

第四十一条 「同上」

「一〇八 同上」

九 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第百条第三項、第七十條の二第二項及び第七十條の二の三を除く。）

十 「略」

十一 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）（第八

労働省

十三條第三項、第五十二條の二第二項及び第五十二條の二の三を除く。）

〔十二～十五 略〕

十六 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第十條の十七第二項、第十條の十九及び第一百一條第三項を除く。）

〔十七～三十 略〕

三十一 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金

内閣府

庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）（第八十九條の

経済産業省

四第二項及び第八十九條の六を除く。）

〔三十二～四十三 略〕

四十三の二 信用金庫法施行規則（第百條第三項、第七十條の二第二項及び第七十條の二の三に限る。）

四十四 「略」

四十四の二 労働金庫法施行規則（第八十三條第三項、第五十二條の二第二項及び第五十二條の二の三に限る。）

九 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

十 「同上」

十一 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）

労働省

〔十二～十五 同上〕

〔十二～十五 同上〕

十六 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

〔十七～三十 同上〕

三十一 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金

内閣府

庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）

経済産業省

〔三十二～四十三 同上〕

〔号を加える。〕

四十四 「同上」

〔号を加える。〕

<p>四十四の三 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（第一百条の十七第二項、第一百条の十九及び第一百一十一条第三項に限る。）</p> <p>四十四の四 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（第五十条の三十一の二十七第二項、第五十条の三十一の二十九及び第五十条の三十一の四十七第一項に限る。）</p> <p>〔四十五〇五十一 略〕</p> <p>五十一の二 農林中央金庫法施行規則（第四百四十七条の十六の十八第二項、第四百四十七条の十六の二十及び第四百四十七条の十六の三十八第一項に限る。）</p> <p>〔五十二〇五十七 略〕</p> <p>五十七の二 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（第八十九条の四第二項及び第八十九条の六に限る。）</p> <p>五十八 〔略〕</p>	<p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔四十五〇五十一 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔五十二〇五十七 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>五十八 〔同上〕</p>
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。